

東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業の高齢低所得世帯等及び
生活保護世帯家賃減額に要する費用に対する補助金交付要領

(目的)

第1 この要領は、東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)が公社賃貸住宅建替事業(以下「建替事業」という。)に伴い、高齢低所得世帯等及び生活保護世帯に対して行う家賃減額措置(以下「家賃減額」という。)に関し、東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業に対する支援方針(平成3年2月19日住開都第315号以下「支援方針」という。)第5に基づき、東京都が公社に対して行う補助について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当する各号に定めるところによる。

- 一 入居者 従前居住者のうち建替住宅に戻り入居した者をいう。
- 二 高齢低所得世帯等 第5第一号に定める資格を有する世帯をいう。
- 三 生活保護世帯 第5第二号に定める世帯をいう。
- 四 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号に定める収入をいう。
- 五 対象者 家賃減額を受ける者をいう。
- 六 基準家賃 公営住宅法施行令第2条第2項に定める入居者の収入が13万9千円を超え15万8千円以下の場合の家賃算定基礎額をいう。
- 七 基準面積 公営住宅法施行令第2条第1項第2号に定める床面積をいう。

(補助及び期間)

第3 東京都は、公社が行う高齢低所得世帯等及び生活保護世帯に対する家賃減額に要する費用を、公社に対して補助する。

2 前項の補助の期間(以下「補助期間」という。)は、公社が対象者に対して家賃減額を開始する月からその月の属する年度末までとする。

(補助の対象物件及び適用期間)

第4 本補助の対象物件は、平成12年度事業までの公社賃貸建替住宅とし、適用期間は当該建替住宅の管理開始後15年間とする。

(対象者の資格)

第5 対象者は、次の各号の一に該当する世帯の者でかつ基準家賃を基準に算出した減額家賃が公募家賃を超えるまでの間とする。

一 高齢低所得世帯等 入居者の世帯収入の合計が都営住宅の入居資格の収入基準の上限以下で、かつ、次のいずれかに該当する世帯

ア 世帯主の年齢が65歳以上の高齢者世帯

イ 「身体障害者手帳」4級以上又は「愛の手帳」3度以上の者を含む世帯

ウ 配偶者のいないひとり親世帯で同居親族が20歳未満の子供だけの世帯

二 生活保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく住宅扶助を受けている世帯

(補助金)

第6 第3の規定に基づき、東京都が公社に対して行う補助の額(以下「補助金」という。)は、次の各号の算式に基づいて算出して得た額とする。

一 高齢低所得世帯等

$$\text{補助金} = \text{家賃} - \text{基準家賃} \times (\text{当該住戸の専用面積} / \text{基準面積})$$

二 生活保護世帯

$$\text{補助金} = \text{家賃} - \text{住宅扶助限度額}$$

2 前項の規定にかかわらず、対象者が特定優良賃貸住宅の入居者である場合の補助金は次の各号の算式に基づいて算出して得た額とする。

一 高齢低所得世帯等 ・

$$\text{補助金} = [\text{家賃} - \text{基準家賃} \times (\text{当該住戸の専有面積} / \text{基準面積})] - \text{東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業に係る特定優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要領(6住開都第929号)第8に基づく家賃減額補助金(以下「特優賃補助金」という。)}$$

二 生活保護世帯

$$\text{補助金} = (\text{家賃} - \text{住宅扶助額}) - \text{特優賃補助金}$$

3 対象者が月の途中で住宅に入居した場合又は退去した場合等により、1か月に満たない補助金が生じたときは、1か月を30日として日割計算するものとし、その日割計算した額に100円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(補助金の変更)

第7 東京都は、次の各号の一に該当する場合は、補助を変更することができる。

- 一 家賃が変更されたとき。
- 二 公営住宅法施行令で基準家賃又は基準面積のもととなる家賃算定基礎額が変更されたとき。
- 三 住宅扶助額が変更されたとき。
- 四 その他公社が必要と認めるとき。

(補助金の交付申請)

第8 公社は、対象者に対して新たに家賃減額を行うために要する費用として補助金の交付を受けようとするときは、原則として家賃減額を開始する月の1か月前までに東京都に補助金交付申請書(第1号様式)により申請しなければならない。

2 公社は、既に対象者に対して家賃減額を行っていて、更に継続して家賃減額を行うために要する費用として補助金の交付を受けようとする場合は、補助金を受けようとする年度開始の前日までに補助金交付申請書により申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9 東京都は、公社から第8の補助金申請書を受理したときは、その内容を審査して補助金を交付する旨を決定し、補助金交付申請書を受理した日から20日以内に補助金決定通知書(第2号様式)により公社に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10 公社は、第9の補助金決定通知書を受理した場合は、毎年度四半期末ごとに、補助金請求書(第3号様式)により東京都に請求することができる。

2 東京都は前項の補助金請求書を受理した場合は、直ちに補助金を交付する。

(補助金の実績報告)

第 11 社は、毎年度補助金の執行状況について、補助金実績報告書(第 4 号様式)に、明細書を添付して、3 月末までに東京都に報告するものとする。

(補助金の確定)

第 12 東京都は、第 11 の補助金実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金が適正に補填されていると認めたときは、補助金確定通知書(第 5 号様式)により、社に確定した補助金の額を通知する。

(補助金の返還)

第 13 社は、東京都から既に受領した補助金が、第 12 の規定により確定した額を超えているときは、直ちに、その差額を東京都に返還しなければならない。

2 東京都は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当した場合は、社に対して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 法令、支援方針及びこの要領の規定並びにこの要領の規定に基づく東京都の指示に違反したとき。
- 二 補助金の使途が適正でないとき。

(検査、報告及び是正命令)

第 14 東京都は、補助金の使途について、必要があるときは、随時検査を行い又は報告を求めることができる。

2 東京都は、前項の検査、報告又は第 9 にもとづく補助金実績報告書により、補助金が適正に補填されていないと認めるときは、期日を指定して、是正の措置を命ずることができる。

(書類の整理及び保管)

第 15 社は、補助金の執行に係る書類を整理し、補助金交付終了後 5 年間保存しなければならない。

(調査に対する協力)

第 16 社は、東京都が補助金の執行等について、必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第17 この要領に定めるほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この改定は平成6年11月15日から施行する。
- 2 旧地域特別賃貸住宅制度要綱に基づき、既に管理されている公社住宅建替事業に係る地域特別賃貸住宅については、なお従前の取扱を継続する。

附則(平成21年1月19日付20都市住政第355号)

(施行日)

- 1 この改定は平成21年4月1日から施行する

(経過措置)

- 2 改正後の第8第2項の規定は、平成21年度に限っては「補助金を受けようとする年度開始の前日」とあるのを「4月5日までに」とする。

第1号様式(第8関係)

第 号

平成 年 月 日

東京都知事 殿

東京都住宅供給公社
理事長

補助金交付申請書

東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業の高齢低所得者等及び生活保護世帯家賃減額に要する費用に対する補助金交付要領第8に基づき 名について平成〇〇年度の家賃補助金の交付を受けた
いので、申請いたします。

添付書類

1 別紙様式「建替事業に伴う補助金内訳書」

住所 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号

氏名 東京都住宅供給公社理事長 殿

平成〇〇年〇月〇〇日付 第 号で申請のあった東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業の高齢低所得世帯及び生活保護世帯の家賃減額費用については、平成 年度補助金を下記により交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助金の対象及び用途

申請に係る家賃減額費用に充当すること。

第3 補助金の交付条件

1 要領条項の遵守

「東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業の高齢低所得世帯及び生活保護世帯家賃減額に要する費用に対する補助金交付要領」に定められた各条項を遵守すること。

2 対象事業の内容変更

公社は、補助の対象となる事業の内容を変更しようとするときは、その理由を付して都の承認を受けなければならない。

3 決定の取り消し

都は、公社が次の各号一に該当すると認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

①偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

②交付決定の内容又はこれに付した条件その他知事の指示に違反したとき。

4 補助金の返還

3に定めるところにより交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において取り消し部分に関し既に補助金が交付されているときは、それを一時に返還しなければならない。

5 違約加算金及び延滞金

4の返還は、要領に定められた条項に該当するときはそれに従うほか、次により行うこと。

①補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき、年当たり 10.95%の割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

②返還を命じた場合において、これを納期までに納付しなかったときは納入日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年当たり 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

第4 申請の撤回

公社は、この補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書受領後 30 日以内に、補助金交付申請の撤回をすることができるものとする。

第5 交付手続き等

- 1 この決定通知書受領後、別途請求ごとに請書を提出すること。
- 2 都は、請求の内容について審査のうえ交付する。
- 3 交付後、この資金をもって申請に係る家賃減額費用に充当したことを証する書面を提出すること。

第3号様式(第10関係)

第 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

東京都住宅供給公社
理事長

補助金請求書

〇〇都市住政第〇〇〇号で交付決定通知を受けました平成〇〇年度家賃補助金について東京都住宅供給公社賃貸住宅建替事業の高齢低所得世帯等及び生活保護世帯家賃減額に要する費用に対する補助金交付要領第10に基づき下記のとおり請求します。

記

- 請求金額 金 円
- 請求内訳 別紙「建替事業に伴う補助金内訳書」のとおり

第4号様式(第11関係)

第 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

東京都住宅供給公社
理事長

補助金実績報告書

〇〇都市住政策〇〇号で交付決定通知を受けました補助金について、平成〇〇年度分を次のとおり執行しましたので、賃貸住宅建替事業の高齢低所得世帯及び生活保護世帯の家賃減額に対する補助金交付要領第11の規定に基づき報告いたします。

記

- | | | | |
|---|----------|-----------------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金精算額内訳 | 別紙「建替事業に伴う補助金内訳書」のとおり | |

第5号様式(第9関係)

第 号
平成 年 月 日

東京都住宅供給公社
理事長 殿

東京都知事

補助金額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で報告のあった賃貸住宅建替事業の高齢低所得世帯及び生活保護世帯平成 年度家賃減額に要する費用に対する補助金の額については下記のとおり確定したので通知する。

記

- | | | | |
|---|--------|---|---|
| 1 | 確定金額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定金額 | 金 | 円 |